

ライマン法則例外の成立過程について

——「タカラガイ」（寶貝）を後部成素とする語の連濁——

鈴木 豊

〔キーワード〕 非連濁規則 ライマンの法則 標準和名 類推 語構造

〔要旨〕 ライマンの法則の例外は、3形態素 A・B・C を構成要素として右枝分かれ構造 ([A [BC]]) の語構造をもつ複合語において、[A [BC]] の省略形 [AB] が存在する場合に、[[AB] C] 型の語への類推作用によって、まれに生じることがあることを検証する。「タカラガイ」（寶貝）を後部成素とする複合語はライマンの法則に抵触して連濁形「一ダカラガイ」をとる。「ホシダカラガイ」（星寶貝）は、より一般的・伝統的な語形「ホシダカラ」（「ホシ」に「タカラガイ」の省略形「タカラ」が複合した形）を基に、人為的に「ガイ」（貝）を付加して作った語形である。つまりライマンの法則に抵触しない「一ダカラ」＋「ガイ」の複合による連濁形である。しかしひとたび「一ダカラガイ」という語形が成立すると、新たに作られる「A」＋「タカラガイ」は「Aダカラガイ」形をとるようになったのである。これは「ノボリバシゴ」（登梯子）が「一ノボリバシ」が一般的な複合語形であったときに「ハシゴ（梯子）」という語形が新たに成立し、語構造が「ノボリバシ」＋「コ」と認識されて「ノボリバシゴ」が生まれたのと事情はよく似ている。「タカラガイ」「ハシゴ」はともにすでに連濁による濁音を含んでいるが、後部成素を除いた形の連濁形 [AB]（「ホシダカラ」、「ノボリバシ」）がすでに存在していたために、[[AB] C] の複合（「ホシダカラガイ」、「ノボリバシゴ」）に類推して連濁形をとることができたのである。

[1] はじめに

日本語の連濁現象は規則的な現象であるが、共時的に連濁形・非連濁形の両形が見られる語や歴史的に連濁形・非連濁形に変遷が見られる語がかなりあり、種々の細則を立ててもなお連濁現象を説明しつくすことができないのが現状である。「後部成素中の濁音は連濁を妨げる」という非連濁規則は「ライマンの法則」と呼ばれ、共時的にも通時的にもほとんど例外がなく、連濁研究上もっとも基本的で重要な規則であるといえる。そのライマンの法則にも例外がある。

さて、現在国語辞典等にも載る語でライマンの法則に抵触する語は「一バシゴ」系の一群の他に「ホシダカラガイ」（星寶貝）等「一ダカラガイ」形の語（「キイロダカラ」「ハチジョウ

ダカラ」「ハナピラダカラ」等多数)がある。また「ホシタカラガイ」(星宝貝)等のように「ータカラガイ」形をとる形もまた貝類の図鑑や目録等に見られる。このうち「ホシダカラガイ」のように後部成素が「ーダカラガイ」となる語は、ライマンの法則に抵触する例であると見ることができる。上述のようにライマンの法則の例外となる語は国語辞書類では「ハシゴ(梯子)」の他になく、希少例である。よって小論では「ーダカラガイ」の成立過程を明らかにし、連濁・非連濁を決定する要因について考察する。

以下に、「タカラガイ」を後部成素とする語について、貝類の図鑑、国語辞書・百科事典、インターネット上の記事を対象として調査し、同一種に「ーダカラガイ」「ータカラガイ」「ーダカラ」「ータカラ」の四通りの標準和名が出現することになった経緯について確認し、次にライマンの法則の例外となる「ーダカラガイ」形が生じた理由について考察する。また、後部成素中の濁音や右枝分かれ構造がなぜ連濁を妨げるかについても考察し、二つの非連濁規則の共通点と相違点を明らかにし、日本語の連濁の本質に迫りたい。

[2] 研究史

日本語の連濁現象そのものを研究対象とした Benjamin Smith Lyman (1894) による日本語の連濁現象についての専門的研究は小倉進平 (1910) (1916) による抄訳に近い紹介、金田一春彦 (1976) の検討などによって広く日本語研究者の間で知られるところとなり、ライマンが立てた連濁に関する四つの規則のうち第一則である後部成素中に濁音がある場合は連濁を起さないという規則は後に「ライマンの法則」と呼ばれることになった。ライマンの法則が存在する理由については Yukio Otsu (1980) による右枝分かれ構造による連濁の制約説があるが、Timothy J. Vance (1980a) の批判のとおり右枝分かれ構造には連濁する語も多く見られ、ライマンの法則とは異なる非連濁規則であると見るべきである。鈴木豊 (2005) ではライマンの法則の例外のうちもっとも代表的な例である「ーバシゴ」形について考察した。「ナワバシゴ(縄梯子)」をはじめとして、「ノボリバシゴ(登梯子)」「ダンバシゴ(段梯子)」「ヒジョウバシゴ(非常梯子)」等の連濁形をとる語は辞書等から多数拾い出すことができる。「ーバシゴ」形は17世紀にいたるまでその形を文献上に見出すことができず、それまでは「ノボリバシ(登梯)」のように後部成素に「ーバシ」形をとっていた。鈴木豊 (2005) では「ノボリバシ」や「ハコバシ」の接尾語の「コ」を後接させることによりライマンの法則に抵触しない形で「ノボリバシゴ」が生まれたと推定した。江戸時代初期まで見られた「ーバシ」形や「ハシノコ」がそれ以降使用されなくなり、「ハシノコ」に替わって「ハシゴ」が標準形となったことも手伝って、後部成素が「ーバシ」+「ゴ」であるという誤った認識が当時の人々に新たに生じたと考えられる。その後で作られた「ハシゴ」を後部成素とする語は既存の「ーバシゴ」形への類推作用によって連濁形をとることになり、結果としてそれらの語はライマンの法則に抵触することとなったのである。「ーバシゴ」形の成立過程を「ノボリバシゴ」を例にとり示

したのが〈表1〉である（鈴木豊（2005）での調査結果を基に作成）。表中の語形が文献資料に存在するというわけではない。たとえば「ノボリバシゴ」は「ナハバシゴ」形が存在することからの推定である。

〈表1〉「ーバシゴ」形の成立過程

時代 語	～室町中期	室町末～江戸初	江戸中期～近代	現 代
ノボリバシゴ 系列	ノボリハシ ノボリバシ	ノボリバシ ノボリバシゴ	ノボリハシゴ ノボリバシコ ノボリバシゴ	ノボリハシゴ ノボリバシゴ
ハシゴ系列	ハシ ハシノコ	ハシノコ ハシゴ	ハシゴ	ハシゴ

ライマンの法則の例外について触れた研究に金田一春彦（1976）や遠藤邦基（1980）等がある。詳しくはライマン法則の例外について一通りの整理を試みた鈴木豊（2005）を参照していただきたい。

[3] 「タカラガイ」を後部成素とする語の連濁

[3.1] 語例 「タカラガイ」を後部成素とする語、つまりタカラガイ科の貝の和名にはどのようなものがあるだろうか。「ホシダカラガイ」、「ホシタカラガイ」の他に、「ホシダカラ」「ホシタカラ」のように後部成素中に「ガイ」を含まない形も見られる。試みに『広辞苑⁵⁾』（『広辞苑 第五版』をこのように表示する。他の辞書も同じ。）で「タカラガイ」を後部成素とする語として「はちじょうだからがい」「はなびらだからがい」「ほしだからがい」の三語が見出し項目として掲載されている。

国語辞書等に「タカラガイ」に関する項目は多くはない（[3.3] 節〈表3〉参照）が、貝類の図鑑や専門書では事情は異なり、新しい種には新しい学名が付けられ、多くの場合それに対応する和名が作られている。たとえば真野進（2006*）「宝贝コレクション」の「和名索引」中の「ア」で始まるものだけでも以下にあげるように多くの和名を数えることができる。ここではすべて「ーダカラ」の形となっているが、文献によってはすべて「ーダカラガイ」形に統一されている。

アイリスダカラ	アオナツメダカラ	アカチャダカラ
アカフナシジダカラ	アケボノダカラ	アサボラケダカラ
アサヤケダカラ	アジロダカラ	アスタリーダカラ

アストンオキナダカラ	アデンアフリカダカラ	アフリカアジロダカラ
アフリカカミスジダカラ	アフリカカモンダカラ	アフリカキイロダカラ
アフリカゴマフダカラ	アフリカシボリダカラ	アフリカスソムラサキダカラ
アフリカダカラ	アフリカチドリダカラ	アミメダカラ
アヤメダカラ	アリスンエダカラ	アルフレッドダカラ
アワユキダカラ	アンゴラスソベニダカラ	アンダマンクロユリダカラ
アンナシボリダカラ		

タカラガイの和名について真野氏は「このコーナーは、「日本産タカラガイ総目録」(湊見、みたまき 1998)に従い纏めてみました。この「総目録」は、Lorenz & Hubert (1993)を下敷きとしながらも独自の観点からの分類がされており、又、従来混乱していた和名の変更もなされるなど、私のようなアマチュアには大変参考になるものです」と記す。和名が混乱していた状況については岡本正豊(2002)に詳しい([3.4]参照)。和名は「日本語の生物名は和名と呼ばれ、地方名と区別するための標準和名があるが、これを定める規約はなく、慣習的なものにすぎない」(『マイベディア』「学名」の項目)ものである。また、瀬能宏(2002)によれば、学名(種は二語のラテン語で表現される)の代用としての標準和名も種々の欠点を含み流動的なものである。

[3.2] 国語辞書の問題点 『広辞苑』はタカラガイの和名として「はちじょうだからがい」「はなびらだからがい」「ほしだからがい」の三語を見出語として立てている。『広辞苑』ではハイフン「-」によって見出し語の語構成を示しているが、上記三語の場合は「はちじょう-だからがい」「はなびら-だから-がい」「ほし-だから-がい」と三者三様に表示されている。これら三語の語構成表示がゆれているのは、語構成表示を行った担当者が異なっていることを示しているのかも知れない。『大辞泉』の語構成表示は「きいろ-だからがい」「はちじょう-だからがい」「はなびら-だからがい」「ほし-だからがい」で統一されている。『大辞林』には語構成表示がない。『世界大百科事典』の「たからがい(宝贝)」の項目の説明文中には「ホシダカラガイ」(星宝贝)、「キイロダカラガイ」(黄色宝贝)、「ハチジョウダカラガイ」(八丈宝贝)、「メンガタダカラガイ」「ナンヨウダカラガイ」「シンセイダカラガイ」「オオサマダカラガイ」が見られる。いずれも「-ダカラガイ」形である。『大辞林』では「-ダカラガイ」「-タカラガイ」を後部成素とする語はいずれも収載されていない。「たからがい」の項目は「たからがい-がひ [3] 【宝贝】タカラガイ科に属する巻貝の総称。幼貝は普通の巻貝の形をしているが、成熟すると殻口が狭く細長くなり、透明な外套膜に覆われ光沢をもつようになる。貝殻の模様・色彩が美しいので、古代の中国などで貨幣として使われた。暖海に分布。キイロダカラ・ハチジョウダカラ・ホシダカラなど。子安貝(こやすがい)といわれるものは主にハチジョウダカラをさす。」となっており、説明文中に「-ダカラ」形のみが使用されている。宝贝の意味の「-ダカラ」を後部成素にもつ語は「はちじょうだから」(八丈宝)、「はなびらだから」

（花卉宝）、「ほしだから」（星宝）、「やくしまだから」（屋久島宝）の四語が収録されている。

辞・事典に収録されているタカラガイの和名には「一ダカラガイ」形と「一ダカラ」の二通りがあることが確認された。また、『広辞苑』では「一ダカラガイ」を含む見出し語の語構成表示がゆれていることが明らかとなった。辞書によって見出し語形が異なったり、語構成表示が異なることは辞書の規範的性格に照らして通常は起こらないことであり、「一ダカラガイ」形の複合語の語構造に問題が含まれていることを窺わせる。

[3.3]「ガイつき和名」の発生 瀬能宏（2002）によれば「和名」は「生物につけられている日本語名をすべてひっくるめて」呼んでいるものであり、日本で出版されている図鑑に示されているカタカナで表記された和名を特に標準和名と呼んでいるという。さらに「標準和名が通称や俗称などと異なる根本的な点は、それが明治以降に導入された生物分類学を背景にもつということであり、「生物は分類学的にみると最小の階級である種にはじまって、属、科、目、綱、門、界といった階層構造で成り立っている。そしてそれぞれの階級には形態や生態、生理などの生物学的な違いによって認識される分類単位（タクソン）が含まれている。たとえば魚類には500近い科、4000以上の属、26000以上の種が知られているが、一つひとつの科、一つひとつの属、一つひとつの種が分類単位ということになる。標準和名とは、種をはじめとする各分類単位に与えられる日本語名なのである」という。和名の場合では同種でも地方ごとに呼び名が異なったり、複数の種が同一の名前で呼ばれていることがあったが、分類単位ごとに一つに決められた標準的和名は、学名（種であれば二語のラテン語によって表現される）の「短所を補う便利なものとして、対象とする生物やその関連分野の研究、教育に大きく貢献してきた」ものであり、「学名の代わりに用いられる生物の学術的名称といえるだろう」という。

瀬能宏（2002）は学名が国際的な規約に従って命名されるのに対して標準和名には明文化された規約といったものが存在しないが、標準和名の普及と安定のための配慮が必要であると、標準和名にかかわる様々な問題点について論じており、標準和名が変更されることもあるという。名称の安定と普及をめざして作られた標準和名だが、それにもかかわらず、現在貝類の図鑑等で「ホシダカラガイ」「ホシタカラガイ」「ホシダカラ」「ホシタカラ」のように、同一の種名に四通りもの標準和名が見られるのはどのような理由によるのだろうか。この問題については岡本正豊（2002）に貝類の専門家としての立場からの詳しい説明があり、その中で、「ホトトギス、ミヤコドリ、…オミナエシ、カキツバタ、…ヤキイモ、クチベニ…」のように貝の和名とはわからない和名の末尾に「一ガイ」をつけるようになった経緯について、「このように貝とはわからない和名がたくさんあったため、「貝であることがわかる和名にしよう」という考えのもとに、『新日本動物図鑑（中）』（北隆館、1965。貝類の部は波部忠重執筆）や『標準原色図鑑全集 貝』（保育社、1967。波部忠重・小菅貞男共著）から、それまで「呼びすて」にしていた形の上記のような和名には、末尾に「一ガイ」をつける傾向が強くなった」と説明している。現実の文章や会話では貝の和名であるのかどうかかわらなくて困るということではなく、それは昆虫などでも同様であるから、貝だけが和名に「一ガイ」をつける必要はな

いという反論(大山桂氏)もあったが、「これらの反対意見にもかかわらず、「貝であることがわかる和名のほうがよい」というのは正論で、その考えが大勢になったようで、以後の貝類図鑑や貝類関係の論文などでは、新たにつける和名はもちろんのこと、既存の和名についても、末尾に「-ガイ」を付け加える傾向が強まった」という。「-ガイ」を付ける方法については明文化された決まりがなかったため、初期には混乱が見られたが、「近年はおおむね次のようなルールにしたがう形になっていたということができる」という。

- ①貝類の和名には、③以下に該当するもの以外はすべて、末尾に「-ガイ」をつける。
- ②「-ダマシ」「-モドキ」のつく和名には、「-ダマシ」「-モドキ」の前にだけ「-ガイ」を置き、末尾には「-ガイ」をつけない。
- ③「-ガイ」以外の「本来貝を表す語(たとえば-ニシ、-ニナなど)がつく和名には、「-ガイ」をつけない。
- ④既存の和名で「-ガイ」のついていないもののうち、同類の他の和名に③の「本来貝を表す語」がついていて、統一上その語をつけるほうが適切なものについては、「-ガイ」でなくそちらをつける。
- ⑤貝殻のない、または貝殻が目立たない種類に、軟体を指してつけられている和名には、改めて「-ガイ」などをつけたりせず、従来の「呼びすて」和名のままとする。

この①~④の各項によって従来の和名が変更されることになった和名(「ガイつき和名」)は「標準和名」の確定につながるが、「この暗黙のルールにより統一を目指した「ガイつき和名」の中には、既存和名との同一性を認識しにくいものが生じたり、日本語として不自然な形で補完されたため違和感があるものもできるという事態となった」という。「日本語として不自然な形で補完された」例として球形の巻き貝の「タマガイ」類の和名がある。既存の和名「ゴマフダマ」と「ゴマフタマガイ」にさらに「ゴマフダマ」を基名とする「ガイつき和名」としての「ゴマフダマガイ」が加わることになったという。本来「胡麻斑入の玉貝」としての命名であるはずが、「ゴマフダマガイ」の形では「胡麻斑玉」+「貝」の語構造と受け取られてしまう。小論で問題とするライマンの法則の例外形である「ホシダカラガイ」等「-ダカラガイ」を後部成素とする語形も同様の事情で生まれた和名である。「ホシダカラガイ」を例として説明すると、「ホシダカラ」を基名として「ガイつき和名」の「ホシダカラガイ」が作られた。その後「星の文様をもつ宝貝」の意味([A [BC]]型の語構造)を反映するように「ホシダカラガイ」に修正された形が作られ、さらに「ガイつき和名」を採用しない著作が増えて復古調の「ホシダカラ」が再び増加するのに平行して「ホシダカラガイ」から単純に「ガイ」を削除した「ホシダカラ」形が生まれたと推測される。このようにして「ホシダカラガイ」「ホシダカラガイ」「ホシダカラ」「ホシダカラ」が生じたと考えられる。左枝分かれ構造([[AB] C]構造)の「ガイつき和名」を持つ語(例、「ホシダカラガイ」)は通常の命名法(「ホシ」+「タカラガイ」)であれば右枝分かれ構造([A [BC]]構造)の「ホシダカラガイ」となったはずであるが、「ガイつき和名」という通常ではない特別な命名法がとられたために

「-ダカラガイ」形が生まれたのである。「ガイつき和名」による命名法は、たとえばすでに「漬物」という意味をもっている「アサツケ」（浅漬）にさらに「モノ」を加えて「アサツケモノ」という形を作るようなものである。仮に [[アサツケ] モノ] という新たな語形が作られるとすれば、それは漬物とは異なる意味（たとえば「キンカイモノ」（近海物）の「モノ」のようにジャンルを表すなど）をもたせる場合にこそふさわしい命名法ではなからうか。本来は「日本語として不自然な形で補完された」はずの「-ダカラガイ」「-ダマガイ」「-ギリガイ」は、すでに「省略形」としての「-ダカラ」「-ダマ」「-ギリ」が存在していたので「ガイつき和名」にそれほど違和感をもたれなかったのである。

以下に、貝類図鑑における「ガイつき和名」の収載率を中心に調査した結果をまとめた表を岡本正豊（2002）から引用する。

〈表2〉貝類図鑑に載っている和名の分類

（岡本正豊（2002:p.103）付表「貝類図鑑に載っている和名の分類」の書式を一部改変して転載）

発行年	著者	書名	和名総数	貝とわかる和名	うち語尾が「-ガイ」	貝とはわからない和名
戦前						
1930	山川黙	原色貝類図譜	287	172 (60%)	117 (41%)	115 (40%)
1934	平瀬信太郎	日本貝類図鑑	1373	802 (58%)	518 (38%)	571 (42%)
戦後						
1947	平瀬信太郎	日本貝類図鑑	702*	485 (69%)	269 (38%)	217 (31%)
1951	平瀬信太郎	日本貝類図鑑	1364	811 (59%)	523 (38%)	553 (41%)
1954	吉良哲明	原色日本貝類図鑑	1206	635 (53%)	420 (35%)	571 (47%)
1961	波部忠重	続原色日本貝類図鑑	1457	714 (49%)	433 (30%)	743 (51%)
1965	波部忠重	新日本動物図鑑(中)	1166*	1129 (97%)	865 (74%)	37 (3%)
1965	波部忠重他	原色世界貝類図鑑Ⅰ	604**	515 (85%)	309 (51%)	89 (15%)
1966	波部忠重他	原色世界貝類図鑑Ⅱ	932	422 (45%)	280 (30%)	510 (55%)
1967	波部忠重他	標準原色図鑑全集3貝	1351	1341 (99%)	1072 (79%)	10 (1%)
1971	黒田徳米他	相模湾産貝類	1121	1121 (100%)	942 (84%)	0 (0%)
1975	奥谷喬司	学研中高生図鑑貝Ⅰ・Ⅱ	2356	2331 (99%)	1709 (73%)	25 (1%)
1986	奥谷喬司	決定版生物大図鑑貝類	2446	2433 (99%)	1793 (73%)	33 (1%)
2000	奥谷喬司	日本近海産貝類図鑑	4970*	2515 (51%)	473 (30%)	2455 (49%)

(注) 異名は原則として含んでいない。「貝と分かる和名」は、-ガイのほか、アワビ、サザエ、カキ、ハマグリ、アサリ、ニシ、ニナなど貝そのものを表す語のつく和名をなるべく広く含めて計上している。

* アオイガイ・オウムガイ類以外の頭足類を含まない数。

** エゾバイ類、エゾボラ類の掲載種が多く、それらが-バイ、ボラの語尾をもつため、貝とわかる種のついていない和名の割合が少ない。

〈表2〉から「ガイつき和名」を積極的に採用した図鑑の刊行時期を知ることができる。2000年以降に出版された貝類の図鑑等の専門書では「ガイつき和名」の採用が減少していると考えられる。池田等・淤見慶宏（2007）は日本産のタカラガイの図鑑だが和名はすべて

「-ダカラ」形となっている。

専門書での標準和名の変更（「ガイつき和名」）は専門書以外の文献にどのような影響を与えているのであろうか。国語辞典（百科的項目を含む大辞典）・百科事典に収載されているタカラガイの和名を調査した結果をまとめたのが〈表2〉である。「-ダカラ」「-ダカラガイ」「-タカラガイ」を見出し語形にもつか否かを調査した。調査語は「ハチジョウダカラ（ガイ）」「ハナビラダカラ（ガイ）」「ホシダカラ（ガイ）」。

〈表3〉辞書・事典における「-ダカラガイ」

凡例：A = 「-ダカラ」 B = 「-ダカラガイ」 C = 「-タカラガイ」

辞書名	出版社	発行年	A	B	C	備考
大日本国語辞典	富山房	1919	○	×	×	「ほしだから」のみ
改修言泉	大蔵書店	1928	○	×	×	「ほしだから」のみ
大辞典	平凡社	1936	○	×	×	
新訂大言海	富山房	1956	×	×	×	項目なし
国語中辞典	角川書店	1973	×	○	×	「ほしだからがい」のみ
広辞苑 ² 補訂版	岩波書店	1976	○	×	×	「ほしだから」のみ
言泉	三省堂	1976	○	×	×	全3項目とも
日本語大辞典	小学館	1981	○	×	×	全3項目とも
広辞苑 ³	岩波書店	1983	○	×	×	「ほしだから」のみ
日本大百科全書	小学館	1987	△*	○	×	全10項目とも
世界大百科事典	平凡社	1988	×	○	×	全6項目とも
日本国語大辞典 ¹	小学館	1972-76	○	△	×	Bは説明文中のみ
大辞林 ¹	三省堂	1988	○	×	×	全4項目
日本語大辞典	講談社	1989	○	×	×	「ほしだから」のみ
広辞苑 ⁴	岩波書店	1991	×	○	×	全2項目とも
大辞泉 ¹	小学館	1995	×	○	×	全4項目とも
広辞苑 ⁵	岩波書店	1998	×	○	×	全3項目とも
日本国語大辞典 ²	小学館	2000-02	○	×	○**	A6項目、B1項目
大辞林 ³	三省堂	2006	○	×	×	全4項目とも

*『日本大百科全書』の「-ダカラ」は「めんがただから」で「きいろだからがい」を参照させる空見出し。

**『日本国語大辞典²』の「-タカラガイ」は「きいろ-たからがい」のみ。

2000年に出版された奥谷喬司編著『日本近海産貝類図鑑』（東海大学出版会）は収載する和名総数も圧倒的に多く、現在最も影響力の大きい貝類の図鑑であると考えられる。そこではそれまでの「ガイつき和名」を採用する方針を転換し、「復古調」の和名を採用している。「-ダカラガイ」形は採用されず、タカラガイの和名は「-ダカラ」に統一された。岡本正豊（2002）によれば図鑑や専門の著作では「一九六七年以来、貝類だけが和名の統一に走り、以後の大きな図鑑は付表の通り掲載されている貝のほとんど100パーセントが「ガイつき和名」になっていた。しかし、従来使い慣れた和名と著しく異なる感じの改訂和名の出現だけでなく、

日本語の慣行に沿わない連濁に対する違和感からか、連濁をやめた新しい「ガイツキ和名」に変更したり、あるいは「ガイツキ和名」を採用しない著作も次第に増えるなどで、一九九〇年前後からかえって混乱してきて、極端に言えば、図鑑や目録ごとに和名の用法が異なるという事態になっていた」という状況である。よって1965年に「ガイツキ和名」を大幅に採り入れた波部忠重『新日本動物図鑑（中）』が出版される以前は「一ダカラ」形が、それ以降2000年に「ガイツキ和名」の採用を中止した奥谷喬司編『日本近海産貝類図鑑』が出版されるまでは「一ダカラガイ」形が、2000年以降は再び「一ダカラ」形が国語辞典や百科事典類で採用されていた可能性が高い。〈表3〉の調査結果によれば辞書・事典では1965～2000年までの間必ずしも「ガイツキ和名」ばかりになってはいたわけではないが、B「一ダカラガイ」形が見出し項目となっているのは1973～1998年の間であり、専門図鑑の「ガイツキ和名」の影響を受けていることは明らかである。

規範的な性格をもつ辞書類以外での使用状況を見るために、インターネット上の記事を資料としてどのような語形が出てくるのか調査を行った。Googleによる検索では「ホシダカラガイ」等の語を含むインターネット上の記事のヒット件数は以下の〈表4〉のようになる（検索日は2007年10月7日）。表中の数字はヒット件数、（ ）内の数字は「似たページは除外」した場合のヒット件数。

〈表4〉インターネット上の記事による調査

前部成素 後部成素	ハチジョウー	ハナビラー	ホシー	備考
一ダカラ	724 (223)	1240 (370)	1300 (326)	
一タカラ	141 (39)	149 (55)	526 (25)	「ハナビラタカラ」の件数ママ
一ダカラガイ	50 (36)	221 (114)	415 (159)	
一タカラガイ	123 (40)	624 (235)	251 (100)	
一ダカラ貝	6 (6)	9 (9)	65 (24)	
一タカラ貝	2 (2)	130 (35)	30 (11)	
一ダカラカイ	0 (0)	2 (2)	2 (2)	
一タカラカイ	1 (1)	1 (1)	2 (2)	

上記の他の表記として「八丈寶貝」26 (17) 件、「花卉寶貝」2 (2) 件、「星寶貝」46 (18) 件がある。〈表4〉の状況は上記の規範となる貝類図鑑や専門の著作の混乱状況を反映したものと考えられる。今後は「一ダカラ」以外の形（「一ダカラガイ」「一タカラガイ」）等は淘汰されていくと予測される。

[4] ライマン法則例外の成立過程

[4.1] 非例外形から例外形へ 「ホシダカラガイ」は三語から成る複合語である。三語からなる語の語構造は二語から成る複合語の後ろにさらに一語が複合した [[AB] C]、二語からな

る複合語の前にさらに一語が複合した [A [BC]]、三語が並列する [ABC] がある。「ハチジョウダカラガイ」・「ハナビラダカラガイ」・「ホシダカラガイ」はそれぞれ「ハチジョウダカラ」・「ハナビラダカラ」・「ホシダカラ」にさらに後部成素として「カイ」が複合した [[AB] C] の形の複合語である。よって、これらの「ーダカラガイ」形はライマンの法則に抵触していない。しかし「ーダカラ」の形を経ず、「アイリス」と「タカラガイ」が複合した「アイリスタカラガイ」はライマンの法則に抵触している。「ノボリバシ」に接辞の「コ」が複合した「ノボリバシゴ」はライマンの法則に抵触せず、「ヒジョウ (非常)」に「ハシゴ (梯子)」が複合した「ヒジョウバシゴ」は抵触している。

[4.2] 「省略形」の存在 [[AB] C] 型 (「ノボリバシゴ」「ホシダカラガイ」) の省略形 [AB] (「ノボリバシ」「ホシダカラ」) 型の存在が、まず [[AB] C] 型の連濁形を作り出し、次に類推作用により [A [BC]] 型の連濁形を生み出すのである。[AB] 型は類推作用を後押しする。その際たとえば子宝を授けてくれる貝という意味の「*コダカラガイ」(子宝贝) 形がある場合には小さな宝贝の「*コダカラガイ」(小宝贝) 形は成立を抑制され「*コタカラガイ」(小宝贝) 形のみが生じることになるだろう。実際には「子宝贝」は存在しないので、「小宝贝」に「*コダカラガイ」「*コタカラガイ」の両形の存在することを許容することになるだろう。

[4.3] 語構造と意味 「ホシダカラガイ」はその語構成が [[AB] C] 型でも [A [BC]] 型でもその意味はほとんど同じである。いずれもその意味するところは「星のような模様のある宝贝」ということになろう。しいていえば [[AB] C] 型は「(星のような模様があることによって) ホシダカラという名前が付けられている貝」であり、[A [BC]] 型は「星のような模様のある宝贝」ということになろうが、実際に両者を区別する必要が生じるようなことは (少なくとも実生活においては) ないだろう。「ーダカラガイ」形は「ーダカラ」をもとに人工的に作られた形であり、仮に「ーダカラ」形が存在していなければ右枝分かれ構造の複合では「ータカラガイ」形を採り、ライマンの法則に抵触することはなかったと考えられる。

Yukio Otsu (1980) は「ニセタヌキジル」(偽狸汁) と「ニセダヌキジル」のように連濁形と非連濁形をとる語の違いは語構造の違いであり、右枝分かれ構造の複合では連濁形をとらないということを指摘した。Otsu はこの他にも連濁形と非連濁形で語構造と意味を異にする語のペアとして「ヌリハシバコ」(塗箸箱) と「ヌリバシバコ」、「オオタコズキ」(大蛸好) と「オオダコズキ」を作例してあげている。その後連濁研究 (史) 上著名な語例となった「ニセタヌキジル」と「ニセダヌキジル」に敬意を払って、もう少しこの二つの複合語が相互にはっきりと区別される理由について考えてみよう。「ニセタヌキジル」は偽の狸汁、「ニセダヌキジル」は偽狸の汁であり、両者の意味は似通っているが別であり、混乱することはない。「黒い狸」の「クロダヌキ」や「古い狸」の「フルダヌキ」ならば、実際に使用される可能性のある語であり、「ニセダヌキ」以上に右枝分かれ構造の連濁を抑制する力を持っていると考えられる。それに対して「ホシタカラガイ」と「ホシダカラガイ」の場合は事情が異なり、左枝分かれ構造の「ホシダカラガイ」の場合、前部成素「ホシダカラ」は実は「ホシ」+「タカラ」

（宝）ではなく、「ホシ」＋「タカラ」（宝貝）なのである。つまり、左枝分かれ構造と右枝分かれ構造で意味の違いが生じないのである。「ホシ」＋「タカラ」（宝）の複合であれば左枝分かれ構造の「ホシダカラガイ」は右枝分かれ構造の「ホシタカラダイ」と異なる意味をもち、それゆえに右枝分かれ構造「ホシタカラガイ」が連濁形「ホシダカラガイ」をとることを妨げるのである。しかし宝貝の名称としての「ーダカラ」にはもっぱら宝貝の意味としての複合語しか実在せず、それゆえ意味的には宝貝であることが明白であり、財宝の意味の「タカラ」を後部成素とする複合語「コダカラ（子宝）」等と紛れることがない。もし「コダカラガイ」（子宝貝）が実在すれば小さな宝貝は連濁形をとることができず非連濁形「コタカラガイ」となるはずである。それゆえに「タカラガイ」を後部成素とする語を新たに作る時に連濁形をとることに抵抗が薄れ、既存の「ガイつき和名」に類推して連濁形をとるのである。「ハチジョウダカラガイ」は八丈島産の宝貝であることは明らかであり、「八丈島の財宝」のような貝という意味ではないのである。連濁形「ーダカラガイ」形は本来左枝分かれ構造の複合語形であるが、左枝分かれ構造の意味を持つ語（「星の宝物」の意味の語）が存在しないので、本来非連濁形をとる右枝分かれ構造が連濁形をとってもその意味領域を侵すことがない。よって右枝分かれ構造の複合で連濁形をとる語形が見過ごされてしまうのである。

[[AB] C] 型の B がいつも連濁形をとるということはなく、たとえば「マルキバシ（丸木橋）」は非連濁形をとっている。これは「マルー」の語が非連濁形をとることと「マル」＋「キバシ」の複合による「マルキバシ」が実在しないことの二つの理由によると考えられる。丸い木製の橋は「マルキバシ」となり、丸木の橋の「マルキバシ」と同形になるだろう。この場合アクセントも東京アクセントではともに LHHLL となる。語構造を異にする二つの「マルキバシ」は文脈によってその意味が区別されるということになる。このように [[AB] C] 型の B が非連濁形をとることは珍しいことではない。それに対して [A [BC]] 型の B が連濁形をとることは、以下に述べるようないくつかの条件が必要となるため、非常にまれなことである。

[4.4] 右枝分かれ構造の語の連濁 次を示す〈表5〉は右枝分かれ構造で連濁形をとる語（[A [BC]]）の例を国語辞書等から収集して後部成素の拍数別・五十音順に配列したものである。

〈表5〉にあげられた語の後部成素（[A [BC]] の [BC] に相当）は2拍から4拍までであり、5拍以上が含まれていない。また、表中の語には「カタナ」「サカナ」「タライ」のように現代語では二語であるという意識が薄い例があるが、全体を見れば必ずしもそうとはいえない。右枝分かれ構造の複合語は非連濁形をとることが多いが、〈表〉にあげた語例から知られるように連濁形もまた確かに存在する。よって例外が「ナワバシゴ」「ホシダカラガイ」などに限られているライマンの法則を右枝分かれの制約で説明することはできない。ただし右枝分かれ構造の語に連濁形が少ないことは事実である。「ニセダヌキジル」の「ニセダヌキ」のように左枝分かれ構造の語の [AB] が複合語として存在する、あるいは存在する可能性が十分ある場合には右枝分かれ構造の語は連濁しない。表中の語例の [BC] は意味的に単なる B と

〈表5〉右枝分かれ構造の連濁語一覧

拍 数	語 例
2 拍	イヌゴヤ (犬小屋) ヤマゴヤ (山小屋) カシベヤ (貸し部屋)
3 拍	ミガッテ (身勝手) コガタナ (小刀) ワリガラコ (割唐子) キガラチャ (黄枯茶) コギッテ (小切手) イゴコチ (居心地) スワリゴコチ (座り心地) ネゴコチ (寝心地) ユメミゴコチ (夢見心地) コザカナ (小魚) ヤキザカナ (焼魚) イザカヤ (居酒屋) ツクリザカヤ (造り酒屋) ハダザムサ (肌寒さ) マジキリ (間仕切り) ホンジコミ (本仕込み) カイチユウジルコ (懐中汁粉) イッポンゼオイ (一本背負い) カナダライ (金盥) チラカダルキ (力垂木) オオデマリ (大手毬) コデマリ (小手毬) オオドシマ (大年増) ミミドシマ (耳年増) ニニンバオリ (二人羽織) コハルピヨリ (小春日和) シタピラメ (舌平目) オクブタエ (奥二重)
4 拍	シュガラカサ (朱傘) シュウクガラカサ (秀句傘) キンジョツクアイ (近所付合) ワカドシヨリ (若年寄) ワラバキモノ (藁履物) オオプロシキ (大風呂敷)

Cの連続ではなく、複合語として確固たる意味をもっている。たとえば「フロシキ」は風呂に敷くものあるいは風呂を敷くことではなく、「コデマリ」の後部成素の「テマリ」は手鞆ではなく植物名である。また、「サカヤ」は被覆形により複合語であることが明示されている。右枝分かれ構造による制約の例外としての連濁形は、その連濁形故に複合語としての固有の意味を主張しているとも考えられる。風呂敷が「フロジキ」形をとっていたならば非連濁形「オオフロジキ」は文字通り風呂に敷くもの、連濁形「オオブロジキ」は大風呂を敷き詰めることという意味になるだろう。「風呂敷」が連濁形「フロジキ」をとらないことは「石敷」「板敷」「下敷」「千畳敷」「畳敷」等の語がもっている「～を敷く」、「～に敷く」という意味とは異なり、「風呂屋で敷く布」あるいは「物を包む布」という意味をもっていることを積極的に表示していると考えられる。「フロシキ」は非連濁形をとることによって「～敷き」の意味を持つ「ージキ」型の語群から切り離されているので連濁形「オオブロシキ」をとることが可能になり、連濁形は「フロシキ」の語形と意味の独自性を補強しているのである。「オオ」+「フロシキ」の複合では語構造を示すことよりも他の「ージキ」型の語と意味が異なることを優先しているのである。「ウスジオ」(薄塩)と「アカシオ」(赤潮)、「ケンサキ」(剣先)と「ケンザキ」(剣崎)等の語と同様に意味が連濁・非連濁の決定に関与することを示す例である。

[5] ライマンの法則を破る力

[5.1] 「省略形」の存在と類推 [[AB] C] が存在せず (「星の宝」の意味の「ホシダカラ」は存在せず、「ノポリバシ」は「ハシ」に替わって「ハシゴ」が優勢になるにつれて古形となった)、[[AB] C] の複合が実際に [A [BC]] 形の省略形としての [AB] 型が存在する場合に限り、本来非連濁形をとるはずの [A [BC]] は [[AB] C] への類推作用が働いて、ライマンの法則に抵触して連濁形をとることがまれに生じる。[4.2] で触れたように、タカラガイ

の和名としての「-ダカラ」は「星の宝」の意味をもたず、つねに「-タカラガイ」の省略形である。よって既存の「ホシダカラガイ」等への類推作用が働き、「アフリカ」+「タカラガイ」の複合は「アフリカダカラガイ」の形をとるのである。[4.4]で検討したように、右枝分かれ構造による制約の場合には、[A [BC]] が連濁形をとるために [A [BC]] の省略形としての [AB] の存在は必須ではなく、[[AB] C] が存在しないことが連濁形をとることの条件となる。たとえば [オオ [プロシキ]] は [[オオプロ] シキ] が存在しないことによって連濁しうるのである。

岡本正豊（2002）によれば「タカラガイ（宝貝）」以外にも「タマガイ（玉貝）」「キリガイ（錐貝）」にも「ガイつき和名」によって語構成が不明確となる問題が生じる。「ガイつき和名」によって生まれた「ホシダカラガイ」やそれらの既存の「-ダカラガイ」形への類推によって新たに生まれた「アフリカダカラガイ」等の連濁形は、語構造を反映させるように注意深く命名される標準和名とは相容れない性格のものである。よって、標準和名の語構成が種の同定に大きく関わるために、その語構成が左枝分かれ（[[AB] C] 型）か右枝分かれ（[A [BC]] 型）かにより連濁・非連濁が決定されるという日本語内部に存する規則に合致するように、連濁形「-ダカラガイ」は非連濁形「-タカラガイ」に修正されることがある。「レイデガミ」（札手紙）や「ワカジラガ」（若白髪）など、ライマン法則のまれな例外は語構造を異にする同音形が存在しないため、チェック機能が働かず、連濁形が許容されているということだろう。

右枝分かれ構造（[A [BC]] 型）の語が連濁形をとることができるのはすでに存在していた左枝分かれ構造（[[AB] C] 型）の語の支えがあるからである。具体例に則していえば [[ハチジョウダカラ] ガイ] の存在が [アフリカ [ダカラガイ]] の成立を支えるのである。またその場合、非連濁形と意味を異にする連濁形が存在する場合は [A [BC]] 型は連濁形をとることができない。よってライマンの法則の例外が成立するためにはまず [[AB] C] 型の語が存在すること、「省略形」が存在すること、[[AB] C] 型の語が [A [BC]] 型の語と異なる意味を持たないことである。この三つの条件を満たすときのみ [A [BC]] 型の語がライマンの法則による非連濁の制約を乗り越えて連濁形をとることがある。

[5.2] 非連濁規則の変質 ライマンの法則は中央語（大和・畿内地方）ではおおよそ奈良時代までは音韻法則として機能し、その例外は存在しなかったと考えられる。その理由は奈良時代の文献資料では前部成素末に濁音がある場合に連濁した例はなく、おそらく前部成素中に濁音がある場合にも連濁は起こりにくかったと考えられるからである。語構造や意味とは無関係に、複合語の前部成素・後部成素中の濁音の存在が連濁を妨げたのである。平安時代になると前部成素中の濁音は連濁を妨げなくなり、それと同時にライマンの法則も音韻法則としての性質を失い、その性質を語構造に関わる規則に転じて現在に至っている。現代語ではライマンの法則が音韻規則ではないことは Timothy J. Vance（1980b）の後部成素に無意味語をもつ語の連濁・非連濁を調査する実験によっても証明されている。連濁が音韻規則としての性質を失ったため、「ノボリバシ」+「コ」によって生まれた「ノボリバシゴ」からの類推によって「ハシゴ」を

後部成素に持つ語が連濁し、同様のメカニズムで「ホシダカラ」+「カイ」の複合によって生まれた「ホシダカラガイ」からの類推によって「タカラガイ」を後部成素に持つ語が連濁することが可能になったのである。

[6] おわりに

[6.1] まとめ 三語から成る複合語の語構造と連濁の有無との関係について、ライマンの法則に抵触する場合を中心に考察した。

A・B・Cの三つの形態素から成る複合語のうち、ライマンの法則の例外となるのは[A [BC]]の語構造をもつ複合語のBCが連濁する場合である。その成立条件は以下の(1)～(4)である。

- (1) 複合語 [BC] が存在する。Cは連濁形。例、「タカラガイ」「ハシゴ」
- (2) [BC] の省略形 [B] を後部成素とする複合語 [AB] が存在する。Bは連濁形。例、「ホシダカラ」「ノボリバシ」
- (3) [[AB] C] の複合語が存在する。Cは連濁形。例、「ホシダカラガイ」「ノボリバシゴ」
- (4) 上記(1)～(3)の条件を満たすとき[X [BC]]は[[AB] C]に対して類推作用が働く場合に限り連濁形をとる。例、「アフリカダカラガイ」「ヒジョウバシゴ」

(4)で類推作用が働かない場合は非連濁形「アフリカタカラガイ」「ヒジョウハシゴ」等の形をとる。「ニセタヌキジル」と「ニセダヌキジル」のように(2)の省略形を持たない場合は、[A [BC]]はライマンの法則によって連濁形をとることが妨げられる。また、省略形を持たない場合では[[AB] C]と[A [BC]]はその意味を異にしている。[[AB] C]の語構造の語が非連濁形(たとえば「ニセタヌキジル」や「ニセタヌキシル」)をとることは可能であるが、[A [BC]]の語構造の語が非連濁形(たとえば「ニセダヌキシル」「ニセダヌキシル」)をとることはまれ(上記の(1)～(4)の条件が揃った場合)である。

ライマンの法則の例外が生じる条件の(2)は、[[AB] C]型の語と[A [BC]]型の語が異なる意味を持たないことであると定義することもできる([[ホシダカラ]ガイ]と[ホシダカラガイ])は同じ意味)。この条件を満たすときのみ[[AB] C]型の語への類推作用が働き、[A [BC]]型の語はライマンの法則に抵触していることに気づかれずに([[AB] C]型からの抵抗を蒙らずに)連濁形をとることがある。

このように「-ダカラガイ」と「-バシゴ」は似通った事情によって成立したライマン法則の例外である。これらの例外は省略形の存在と類推という条件が揃ったときにまれに生じる特殊なケースである。ライマンの法則の純粋な例外に見える「ナワバシゴ」や「ホシダカラガイ」も、左枝分かれ構造への類推ということを重視すれば純粋の例外とはいなくなり、ライマン

の法則に例外なしの感をあらためて抱かせる。ただしひとたび例外形が生じると、新たに作られる複合語は類推作用により例外形を受け継ぐ。これは現代語の連濁が語彙レベルで決定されていることの証拠であり、連濁の規則性を乱す原因でもある。

[6.2] 課題 ライマンの法則の例外たる「ホシダカラガイ」「ナワバシゴ」等の成立過程を詳しく検討した結果、そこには類推の力（誤った語構成意識）が働いており、純粹の例外とはいいたいがたいことが明らかになった。この結果ライマンの法則が連濁を阻止する強い制約であることがあらためて確認されたといえよう。Yukio Otsu (1980)・大津由起雄 (1996) などはライマンの法則は右枝分かれ構造による連濁の制約と関連づけて説明するが、右枝分かれの制約は例外を多く含むという点で異なっており、ふたつの非連濁規則はその性質を異にすると考えねばならない。後部成素中の濁音が連濁を妨げる最大の理由は古代日本語の濁音の性質にあると考えられる。中国語に出会うまでの日本語（和語）では有声対無声の区別が弁別的ではなく、鼻音が複合語の境界に位置して語と語を複合させる機能をもっていたと考えられる。鼻音による複合機能は語を単位として働くものであり、鼻音による複合を行うことができるのは一語につき一箇所までであった。つまりその性質はアクセントと同様のプロソディックなものであったと考えられる。そのような性質をもった鼻音が、中国語と出逢った後に分節音としての濁音に変質していくのである。この濁音の変質過程は、有声対無声の区別をもった「漢語」を身につけた人々が第二言語として学んだ「和語」がまず畿内の人々によって洗練された新しい日本語として受け容れられ、やがて日本全国に及んでいったというものであっただろう。以上の推定は、大和に政権を構えた人々、少なくともその一部の非常に影響力のある人々の日本語（有声と無声の対立と声調を有する中国語的言語を母語とする人々が使用したピジン日本語とという言語）が時の経過とともに全国に広がっていった（言語接触を繰り返した）結果が現代日本語の方言地理学的分布に反映していると考えられる日本語成立論につながるものであるが、ここではその見通しを述べるにとどめる。

文 献

- 池田等・淤見慶宏 (2007) 『タカラガイ・ブック 日本のタカラガイ図鑑』東京書籍
- 遠藤邦基 (1981) 「非連濁の法則の消長とその意味－濁子音と鼻音との関係から－」『国語国文』50-3 : pp.38-54 京都大学文学部国語国文学研究室
- 大津由起雄 (1996) 「「にせたぬきじる」と「にせだぬきじる」 連濁のはなし②」『探検！ ことばの世界』 : pp.50-55 NHK 出版 ※2004年ひつじ書房より新版
- 岡本正豊 (2002) 「図鑑ごと違う貝の和名一統一が混乱を招いた」青木淳一・奥谷喬司・松浦啓一 (編) 『虫の名、貝の名、魚の名 和名にまつわる話題』 : pp.75-103 東海大学出版会
- 奥谷喬司 (2002) 「にな、つぶ、ばいーカイの和名の語源を探る」青木淳一・奥谷喬司・松浦啓一 (編) 『虫の名、貝の名、魚の名 和名にまつわる話題』 : pp.49-74 東海大学出版会
- 小倉進平 (1910) 「ライマン氏の連濁論 (上)」「同 (下)」『国学院雑誌』16-7・8 : pp.9-23 pp.31-45 国学院大学
- 小倉進平 (1916) 「連濁音に就いて」『朝鮮教育研究会雑誌』13 : pp.10-22 朝鮮教育研究会 ※小倉

- 進平 (1920) 『国語及朝鮮語のため』(ウツボヤ書籍店 [京城]) に「国語の連濁音」と改題のうえ再録
- 湊見 慶宏 (1998) 『日本産タカラガイ総目録』No.34 みたまき
- 金田一春彦 (1976) 「連濁の解」 *Sophia Linguistica* II : pp.1-22 上智大学大学院言語学研究室 ※金田一春彦 (2001) 『日本語音韻音調史の研究』(吉川弘文館), 金田一春彦 (2005) 『金田一春彦著作集 第6巻』(玉川大学出版部) に再録
- 鈴木 豊 (2005) 「ライマンの法則の例外について—連濁形「-バシゴ(梯子)」を後部成素とする複合語を中心に—」『文京学院大学外国語学部 文京学院短期大学 紀要』4: pp.249-265 文京学院大学総合研究所
- 瀬能 宏 (2002) 「標準和名の安定化に向けて」青木淳一・奥谷喬司・松浦啓一(編) 『虫の名、貝の名、魚の名 和名にまつわる話題』第8章: pp.192-225 東海大学出版会
- 真野 進 (2006*) 「宝貝コレクション」 <http://www.cowries.jp/index.html>
- 武蔵石壽 (1843) 『目八譜』 ※国立国会図書館蔵 真野進 (2006*) による
- 屋名池誠 (1991) 「<ライマン氏の連濁論> 原論文とその著者について 付 連濁論原論文「日本語の連濁」全訳」『百舌鳥国文』11 : 横組 pp.1-63 大阪女子大学大学院国語国文学 専攻院生の会
- Benjamin Smith Lyman (1885) “On the Japanese Nigori of Composition”, *Journal of the American Oriental Society* 11 : pp.142-143, The American Oriental Society ※ボストンで行われた1883年のアメリカ東洋学会で口頭発表の記録であり、ライマン本人が執筆したものではない。鈴木豊 (2007) において全文を翻刻し日本語訳を付した。
- Benjamin Smith Lyman (1894) “The Change from Surd to Sonant in Japanese Compounds” *Oriental studies; a selection of the papers read before the Oriental club in Philadelphia 1888-1894*: pp.160-176 Oriental Club of Philadelphia ※小倉進平 (1910) (1916) は抄訳に近い紹介。屋名池誠(1991)は全文の翻訳。
- Yukio Otsu (1980) “Some Aspects of Rendaku in Japanese and Related Problems” A. Farmer and Y. Otsu (eds.) *Theoretical Issues in Japanese Linguistics* (MIT Working Papers in Linguistics 2 : pp.207-227, Department of Linguistics and Philosophy Cambridge Massachusetts
- Timothy J. Vance (1980a) “Comments on ‘Some Aspects of Rendaku in Japanese and Related Problems’” A. Farmer and Y. Otsu (eds.) *Theoretical Issues in Japanese Linguistics* (MIT Working Papers in Linguistics 2) : pp.229-235 Department of Linguistics and Philosophy Cambridge Massachusetts
- Timothy J. Vance (1980b) “The Psychological Status of a Constraint of Japanese Consonant Alternation” *Linguistics* 18-3 : pp.245-267